

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「1号給」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。